

平成 31 年 第 1 回 三朝町教育委員会 定例会 日程

と き：平成 31 年 1 月 22 日（火）午後 1 時 30 分

と ころ：三朝町役場 第 3 会議室

1 開 会

2 前回議事録承認

大丸委員、塩谷委員

3 議事録署名委員指名

4 報告事項

小・中学校卒業式について

町立小学校の閉校式について

小学校統合にかかる通学方法及び通学費補助の方針の意見聴取について

第 25 回差別をなくする三朝町集会について

「とっとりからグリーンウェイブの風を in 倉吉」について【別紙】

5 議 事

議案第 1 号 区域外就学の承認について

議案第 2 号 三朝町立小学校の校区に関する規則等の廃止及び一部改正について

6 協議事項

三朝町都市計画審議会委員の推薦について

通級指導教室の指導希望について

7 その他

総合教育会議について

町議会 総務教育常任委員会との懇談会について

8 閉 会

次回定例会：平成 31 年 2 月 日（ ）： ～ （参考 H30. 2. 21：木）

4 報告事項

【教育総務課】

月日	時間	区分	内容
経過			
12月21日(金)	9:30-	教育委員	第12回教育委員会定例会【三朝町役場】
	15:00-	教育総務課	全中体育大会実行委員会総会【倉吉体育文化会館】
12月24日(月)	13:30-	教育長	鳥取県体育協会100周年記念行事【鳥取市】
12月26日(水)	15:30-	教育総務課	第2回三朝町要保護児童対策地域協議会【三朝町役場】
12月27日(木)	9:30-	教育総務課	統合準備委員会 学校教育部会【文化ホール】
	15:00-	教育総務課	中部次課長会【三朝町役場】
12月28日(金)	16:00-	三朝町	仕事納め式
1月4日(金)	9:00-	三朝町	仕事始め式
1月7日(月)		学校	中学校始業式【中学校】
1月8日(火)		学校	小学校始業式【各小学校】
	～15日	教育総務課	3学期ふれあい運動
1月9日(水)	9:30-	学校	第9回校長会【三朝町役場】
1月12日(土)	9:00-	教育総務課	中学生土曜楽校【中学校】
1月13日(日)	10:00-	三朝町	三朝町成人式【文化ホール】
1月19日(土)	9:00-	教育総務課	中学生土曜楽校【中学校】
	13:30-	教育長	東伯郡スポーツ推進員連各協議会【ファンナルみささ】
1月20日(日)		教育総務課	南小ドッジボール鳥取県大会【鳥取市】
予定			
1月22日(火)	13:30-	教育委員	教育委員会第1回定例会【三朝町役場】
1月23日(水)	9:30-	教育総務課	第4回教育ビジョン策定審議会【三朝町役場】
1月23日(水)	13:30-	教育総務課	中学校入学説明会【中学校】
1月23日(水)	～25日	学校	校長会先進地視察
1月24日(木)	15:00-	三朝町	三朝町議会第1回臨時会【三朝町役場】
1月26日(土)	8:00-	教育長	みささラドンカップバレーボール交流大会2018【スポセン・トレセン・西小】
	9:00-	教育総務課	中学生土曜楽校【中学校】
1月28日(月)	11:00-	教育委員	三朝町総合教育会議【三朝町役場】
2月2日(土)	9:00-	教育総務課	中学生土曜楽校【中学校】
2月4日(月)	9:30-	学校	第10回校長会【三朝町役場】
2月5日(火)	14:00-	教育長	鳥取県教育委員会意見交換会【鳥取県庁】
2月10日(日)	9:00-	教育長	差別をなくする三朝町集会【文化ホール】
2月14日(木)	13:15-	教育総務課	小学校入学説明会【西小学校】
2月15日(金)	13:00-	教育長	部落解放人権政策確立要求鳥取県実行委員会学習会

報告事項

平成 30 年度 小・中学校卒業式について

1. 三朝中学校卒業式

- (1) 日 時 平成 31 年 3 月 11 日 (月) 午前 9 時 30 分～
- (2) 場 所 三朝中学校体育館
- (3) 卒業生 男子 30 名 女子 28 名 (平成 15 年 4 月 2 日～平成 16 年 4 月 1 日生)

	氏名	分担等
教育委員会	西田寛司教育長	○ (告辞)
	芦田準子職務代理者	○ (記念品)
	中前雄一郎委員	○
	大丸満壽委員	○
	塩谷俊樹委員	○
来賓	松浦弘幸町長	○ (祝辞)
	赤坂英樹副町長	○

2. 町立小学校卒業式

- (1) 日 時 平成 31 年 3 月 19 日 (火) 午前 9 時 30 分～
- (2) 場 所 各小学校体育館
- (3) 卒業生 男子 22 名 女子 35 名 (平成 18 年 4 月 2 日～平成 19 年 4 月 1 日生)

	氏名	分担等		
		東小 男 4 女子 1 計 5	西小 男 17 女子 30 計 47	南小 男 1 女子 4 計 5
教育委員会	西田寛司教育長			○ (祝辞・記念品)
	芦田準子職務代理者		○ (告辞)	
	中前雄一郎委員			○ (告辞)
	大丸満壽委員	○ (告辞・記念品)		
	塩谷俊樹委員		○ (記念品)	
来賓	松浦弘幸町長	○ (祝辞)		
	赤坂英樹副町長		○ (祝辞)	

【参考】小学校 入学式・卒業式出席者一覧表

	平成 29 年度		平成 30 年度		平成 31 年度	
	入学式	卒業式	入学式	卒業式	入学式	卒業式
町長	東	南	西	東	三朝	三朝
副町長	西	東	南	西		
教育長	南	西	東	南		
藤井元委員	西	東	南	(西) ↓		
芦田職務代理	南	西	東	西		
中前委員	東	南	西	南		
大丸委員	西	東	南	東		
塩谷委員				西		

報告事項

町立3小学校の閉校式について

1. 趣旨

平成31年3月31日をもって閉校となる東小学校、西小学校、南小学校のこれまでの歴史と伝統を重んじ、地域の方への感謝の気持ちを込めた教育委員会主催の閉校式を举行します。

2. 概要

- (1) 主催 三朝町教育委員会
- (2) 日時 ア) 西・南小学校 平成31年3月22日(金) ※修了式後 午前10時～
イ) 東小学校 平成31年3月23日(土) 午前9時30分～
- (3) 場所 町立3小学校 体育館

3. 次第(案) ※進行：教育委員会事務局

- (1) 開式のことば
- (2) 国歌斉唱
- (3) 教育委員会から閉校告辞(教育長・教育委員)
- (4) 学校長あいさつ
- (5) 来賓紹介
- (6) 来賓あいさつ
- (7) 児童代表あいさつ
- (8) 校旗返納(学校長から教育委員会へ)
- (9) 校歌斉唱
- (10) 閉式のことば

4. 来賓

町長、議長、総務教育常任委員長、地元町議会議員、各地域協議会会長(各校区)

5. 出席予定者

教育長、教育委員、児童、教職員、その他参加希望者(地域住民、保護者等)

6. その他

防災行政無線により各地区へ周知する。

小学校統合にかかる通学方法及び通学費補助の方針について

1 経過

通学方法については、当初、スクールバスの導入を検討しましたが、中山間地の地理的条件もあり、中部圏域では受託業者の運転手確保が困難であり、運行业者の撤退が相次いでいること、また、町全体のバス路線維持も考慮した結果、教育委員会としては路線バスによる通学を行う方針としました。

2 基本方針

- (1) 三朝小学校への通学方法については、2km 以内は徒歩、2km 以上は路線バスによる集団登校を基本とする。
- (2) 3小学校の統合により、遠距離通学となる児童もいることから、路線バス通学による新たな保護者負担の軽減を図るため、従来の補助制度を拡充する。
- (3) 集団登校を実施するにあたり、学校教職員、警察、PTA、教育委員会事務局、その他の関係機関との密接な連携を図るとともに、登下校時における交通安全対策に努める。
- (4) 統合後も地域の学校であるとの認識を高めるため、地域ボランティア活動なども取り込み、児童の通学時の安全確保に配慮する。

3 登下校時に配慮したバスダイヤの改正

路線バス会社との協議では、運転手確保が困難であり、新たな増便は見込めないことから、登下校時間に配慮した運行ダイヤの調整（発着便の入替等）を行っています。

なお、ダイヤ改正については、2月に開催が予定されている中部地域公共交通協議会での承認を経た後、正式に決定されます。

○資料1 登下校の路線バスダイヤ改正案（H31.4）

また、下校時の各路線バス乗車から各学童クラブへの移動については、下校支援員の配置など、確実な移送に努めます。

○資料2 下校から帰宅（学童クラブ）までの流れ（三徳・小鹿・三朝方面）

○資料3 下校から帰宅（学童クラブ）までの流れ（実光方面）

○資料4 下校から帰宅（学童クラブ）までの流れ（竹田方面）

4 通学費補助金制度

路線バス利用により発生する通学費については、負担軽減を図るため、以下の方針として財政面での協議を行っています。

○新たな遠距離通学補助金（小学生）の制度設計

通学距離2km以上の児童を対象として、1か月に必要な経費の10か月分を支援する。

(1) 路線バス定期券を購入した家庭への費用を全額補助する。

(2) 自家用車等による通学費補助として新小学校までの16円/kmを補助する。

5 通学時の安全対策について

(1) 校区全体のバス停の状況の把握と改善について

全校区において路線バス停留所の有無や横断歩道等の現地調査を行いました。

待合所の設置及びバス停周辺の安全対策については、必要性の有無及び優先順位などを考慮しながら、3小学校統合後も引き続き、PTA 保護者、関係機関（県等）と対応策の検討を進めます。



【東小学校前】



【スポーツセンター前】



【合谷】



【曹源寺】

(2) 路線バス運休や遅延運行等の連絡手段について

路線バスが運休する場合は、行政防災無線によりお知らせしているところですが、緊急連絡等に利用している「まちコミメール」を活用し、保護者への連絡体制を整えます。

また、冬期の積雪時の除雪対策については、県や町担当部局に対して除雪作業に万全を期してもらうよう要望するとともに、大幅な遅延等については、バス会社と連携を図り、迅速かつ適切に対応できるように努めます。

(3) 小学校統合後の地域の見守り活動の充実について

児童が安全に通学できるよう、学校ボランティアや地域住民への協力を仰ぎ、通学路や停留所での見守り活動の充実を図りながら、声掛けや安全確認に努めます。

路線バスダイヤ改正案(H31.4)

【登校時】

資料1

◆上井/三朝線【三徳方面】

停留所名	始発 終点	吉原 倉吉駅
三徳山駐車場		7:22
三徳		7:22
三徳山参道入口		7:23
大西茶屋		7:24
合谷上		7:25
合谷		7:26
市田橋		7:28
坂本		7:29
山崎		7:30
片柴東口		7:31
片柴		7:32
余戸		7:33
大付		7:33
砂原		7:34
三朝車庫前		7:35
温泉南口		7:36
三朝温泉観光商工センター前		7:37
温泉入口		7:38
スポーツセンター前		7:39
温泉病院前		7:40
岡大惑星センター前		7:41
三朝町役場前		7:45

◆三朝線【小鹿方面】

停留所名	始発 終点	神倉 生田車庫
神倉		7:20
東小鹿		7:24
西小鹿		7:25
井出ノ原		7:26
小鹿集荷場前		7:26
高橋		7:27
吉田		7:29
三朝東小学校前		7:31
片柴		7:32
余戸		7:33
大付		7:33
砂原		7:34
三朝車庫前		7:35
温泉南口		7:36
三朝温泉観光商工センター前		7:37
温泉入口		7:38
スポーツセンター前		7:39
温泉病院前		7:40
岡大惑星センター前		7:41
三朝町役場前		7:45

◆三朝線【三朝車庫発】

停留所名	始発 終点	三朝車庫 生田車庫
三朝車庫前		7:32
温泉南口		7:33
三朝温泉観光商工センター前		7:34
温泉入口		7:35
スポーツセンター前		7:36
温泉病院前		7:37
岡大惑星センター前		7:38
三朝町役場前		7:42

7:50までに大瀬着のバス

三徳・小鹿発 各1便
三朝発 1便(三徳小鹿 計3便)
実光発 1便
竹田発 2便

◆小河内線【実光方面】

停留所名	始発 終点	実光 倉吉駅
実光		7:27
太郎田		7:29
福吉入口		7:32
小河内		7:34
小河内公民館前		7:35
笏賀		7:36
高勢地区公民館前		7:36
福田		7:37
下谷		7:39
坂戸		7:40
吉尾		7:41
鎌田		7:43
中森		7:44
森		7:45
森団地前		7:45
本泉		7:46
三朝中学校前		7:47
三朝西小学校前		7:48

◆穴鴨線【木地山方面】

停留所名	始発 終点	木地山 三朝町役場
木地山		7:12
中古屋		7:15
下古屋		7:16
加谷		7:18
穴鴨公会堂前		7:22
穴鴨		7:23
竹田保育園前		7:24
南小学校前		7:24
穴鴨大渡橋		7:25
曹源寺		7:26
上久原		7:27
下久原		7:28
助谷		7:30
公民館前		7:31
恩地		7:32
大柿		7:33
恩鳥		7:34
赤松		7:35
牧		7:36
牧発電所前		7:37
湯谷		7:38
今泉		7:39
若宮		7:40
本泉		7:41
三朝中学校前		7:42
三朝西小学校前		7:43

◆穴鴨線【上西谷方面】

停留所名	始発 終点	上西谷 生田車庫
上西谷上		7:23
上西谷		7:24
下西谷		7:25
下西谷発電所前		7:25
穴鴨公会堂前		7:27
穴鴨		7:28
竹田保育園前		7:29
南小学校前		7:29
穴鴨大渡橋		7:30
曹源寺		7:31
上久原		7:32
下久原		7:33
助谷		7:35
公民館前		7:36
恩地		7:37
大柿		7:38
恩鳥		7:39
赤松		7:40
牧		7:41
牧発電所前		7:43
湯谷		7:43
今泉		7:44
若宮		7:45
本泉		7:46
三朝中学校前		7:47
三朝西小学校前		7:48

【下校時】

14時台のダイヤ(三徳・小鹿・三朝方面)

◆三朝線【小鹿方面】※デマンド

停留所名	始発	生田車庫
	終点	神倉
生田車庫		14:00
三朝町役場前		14:26
岡大惑星センター前		14:30
温泉病院前		14:31
スポーツセンター前		14:31
温泉入口		14:32
三朝温泉観光商工センター前		14:33
温泉南口		14:34
三朝車庫前		14:35
砂原		14:36
大付		14:36
余戸		14:37
片柴		14:38
三朝東小学校前		14:39
吉田		14:41
高橋		14:43
小鹿集荷場前		14:44
井出ノ原		14:44
西小鹿		14:44
東小鹿		14:45
神倉※デマンド		14:48

◆三朝線【三朝車庫寄り】

停留所名	始発	倉吉駅
	終点	三朝車庫
倉吉駅		14:35
三朝町役場前		14:53
岡大惑星センター前		14:57
温泉病院前		14:58
スポーツセンター前		14:58
温泉入口		14:59
三朝温泉観光商工センター前		15:00
温泉南口		15:01
三朝車庫前		15:02

◆三朝線【三朝車庫寄り】

停留所名	始発	生田車庫
	終点	三朝車庫
生田車庫		14:31
三朝町役場前		14:56
岡大惑星センター前		15:00
温泉病院前		15:01
スポーツセンター前		15:01
温泉入口		15:02
三朝温泉観光商工センター前		15:04
温泉南口		15:05
三朝車庫前		15:06

15時台のダイヤ(三徳・小鹿・三朝方面)

◆三朝線【小鹿方面】※デマンド

停留所名	始発	生田車庫
	終点	神倉
生田車庫		15:00
三朝町役場前		15:26
岡大惑星センター前		15:30
温泉病院前		15:31
スポーツセンター前		15:31
温泉入口		15:32
三朝温泉観光商工センター前		15:33
温泉南口		15:34
三朝車庫前		15:35
砂原		15:36
大付		15:36
余戸		15:37
片柴		15:38
三朝東小学校前		15:39
吉田		15:41
高橋		15:43
小鹿集荷場前		15:44
井出ノ原		15:44
西小鹿		15:44
東小鹿		15:45
神倉※デマンド		15:48

◆上井/三朝線【三徳方面】

停留所名	始発	倉吉駅
	終点	三徳山駐車場
倉吉駅		15:25
三朝町役場前		15:37
岡大惑星センター前		15:41
温泉病院前		15:42
スポーツセンター前		15:42
温泉入口		15:43
三朝温泉観光商工センター前		15:44
温泉南口		15:45
三朝車庫前		15:46
砂原		15:47
大付		15:47
余戸		15:48
片柴		15:49
片柴東口		15:50
山崎		15:51
坂本		15:52
市田橋		15:53
合谷		15:55
合谷上		15:56
大西茶屋		15:57
三徳山参道入口		15:58
三徳		15:59
三徳山駐車場		15:59

【下校時】

16時台のダイヤ(三徳・小鹿・三朝方面)

◆上井/三朝線【三徳方面】

始発	倉吉駅
停留所名	三徳山駐車場
倉吉駅	16:12
三朝町役場前	16:24
岡大惑星センター前	16:28
温泉病院前	16:29
スポーツセンター前	16:29
温泉入口	16:30
三朝温泉観光商工センター前	16:31
温泉南口	16:32
三朝車庫前	16:33
砂原	16:34
大付	16:34
余戸	16:35
片柴	16:36
片柴東口	16:37
山崎	16:38
坂本	16:39
市田橋	16:40
合谷	16:42
合谷上	16:43
大西茶屋	16:44
三徳山参道入口	16:45
三徳	16:46
三徳山駐車場	16:46

◆上井/三朝線【三徳方面】

始発	倉吉駅
停留所名	三徳山駐車場
倉吉駅	16:35
三朝町役場前	16:53
岡大惑星センター前	16:57
温泉病院前	16:58
スポーツセンター前	16:58
温泉入口	16:59
三朝温泉観光商工センター前	17:00
温泉南口	17:01
三朝車庫前	17:02
砂原	17:03
大付	17:03
余戸	17:04
片柴	17:05
片柴東口	17:06
山崎	17:07
坂本	17:08
市田橋	17:09
合谷	17:11
合谷上	17:12
大西茶屋	17:13
三徳山参道入口	17:14
三徳	17:15
三徳山駐車場	17:15

◆三朝線【三朝車庫寄り】

始発	生田車庫
停留所名	三朝車庫
生田車庫	16:30
三朝町役場前	16:55
岡大惑星センター前	16:59
温泉病院前	17:00
スポーツセンター前	17:01
温泉入口	17:02
三朝温泉観光商工センター前	17:03
温泉南口	17:04
三朝車庫前	17:05

17時台のダイヤ(三徳・小鹿・三朝方面)

◆三朝線【小鹿方面】※デマンド

始発	生田車庫
停留所名	神倉
倉吉駅	16:55
三朝町役場前	17:21
岡大惑星センター前	17:25
温泉病院前	17:26
スポーツセンター前	17:26
温泉入口	17:27
三朝温泉観光商工センター前	17:29
温泉南口	17:30
三朝車庫前	17:31
砂原	17:32
大付	17:32
余戸	17:33
片柴	17:34
三朝東小学校前	17:35
吉田	17:37
高橋	17:39
小鹿集荷場前	17:40
井出ノ原	17:40
西小鹿	17:41
東小鹿	17:43
神倉※デマンド	17:46

【下校時】

15時台のダイヤ(小川内方面)

◆小川内線【実光方面】※デマンド

停留所名	始発	役場前
	終点	実光
三朝町役場前		15:30
三朝西小学校前		15:32
三朝中学校前		15:33
本泉		15:34
森団地前		15:35
森		15:35
中森		15:36
鎌田		15:37
吉尾		15:39
坂戸		15:40
下谷		15:41
福田		15:43
高勢地区公民館前		15:44
笏賀		15:44
小川内公民館前		15:44
小川内		15:45
福吉入口※デマンド		15:47
太郎田※デマンド		15:49
実光※デマンド		15:51

16時台のダイヤ(小川内方面)

◆小川内線【実光方面】※デマンド

停留所名	始発	役場前
	終点	実光
三朝町役場前		16:40
三朝西小学校前		16:42
三朝中学校前		16:43
本泉		16:44
森団地前		16:45
森		16:45
中森		16:46
鎌田		16:47
吉尾		16:49
坂戸		16:50
下谷		16:51
福田		16:53
高勢地区公民館前		16:54
笏賀		16:54
小川内公民館前		16:54
小川内		16:55
福吉入口※デマンド		16:57
太郎田※デマンド		16:59
実光※デマンド		17:01

17時台のダイヤ(小川内方面)

◆小川内線【実光方面】※デマンド

停留所名	始発	役場前
	終点	実光
三朝町役場前		17:50
三朝西小学校前		17:52
三朝中学校前		17:53
本泉		17:54
森団地前		17:55
森		17:55
中森		17:56
鎌田		17:57
吉尾		17:59
坂戸		18:00
下谷		18:01
福田		18:03
高勢地区公民館前		18:04
笏賀		18:04
小川内公民館前		18:04
小川内		18:05
福吉入口※デマンド		18:07
太郎田※デマンド		18:09
実光※デマンド		18:11

【下校時】

14時台のダイヤ(上西谷方面)

◆穴鴨線【上西谷方面】※デマンド

停留所名	始発	生田車庫
	終点	上西谷
生田車庫		14:11
三朝西小学校前		14:34
三朝中学校前		14:36
本泉		14:38
若宮		14:39
今泉		14:40
湯谷		14:41
牧発電所前		14:42
牧		14:42
赤松		14:43
恩鳥		14:44
大柿		14:45
恩地		14:46
公民館前		14:47
助谷		14:48
下久原		14:50
上久原		14:51
曹源寺		14:51
穴鴨大渡橋		14:52
南小学校前		14:53
竹田保育園前		14:53
穴鴨		14:54
穴鴨公会堂前		14:55
下西谷発電所前※デマンド		14:57
下西谷※デマンド		14:57
上西谷※デマンド		14:58
上西谷上※デマンド		14:59
下畑※デマンド		15:08

15時台のダイヤ(木地山方面)

◆穴鴨線【木地山方面】※デマンド

停留所名	始発	海田車庫
	終点	木地山
海田車庫		15:08
三朝西小学校前		15:30
三朝中学校前		15:31
本泉		15:32
若宮		15:33
今泉		15:34
湯谷		15:35
牧発電所前		15:36
牧		15:36
赤松		15:37
恩鳥		15:38
大柿		15:39
恩地		15:40
公民館前		15:41
助谷		15:42
下久原		15:44
上久原		15:45
曹源寺		15:45
穴鴨大渡橋		15:46
南小学校前		15:47
竹田保育園前		15:47
穴鴨		15:48
穴鴨公会堂前		15:49
加谷※デマンド		15:53
下古屋※デマンド		15:55
中古屋※デマンド		15:56
木地山※デマンド		15:58

16時台のダイヤ(上西谷方面)

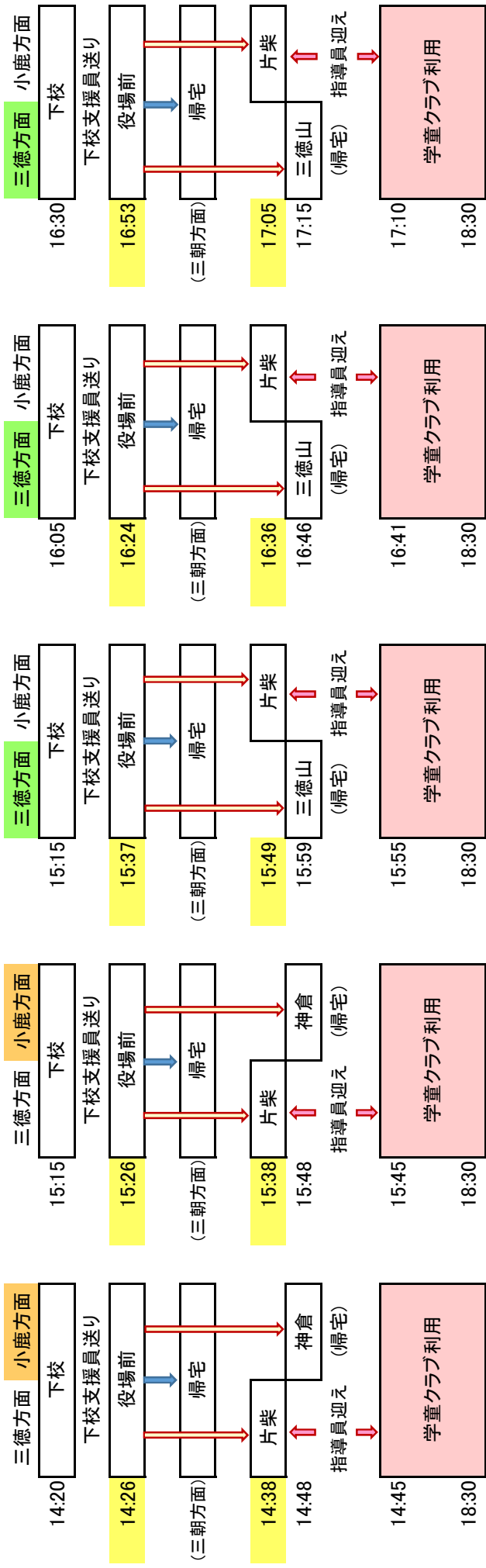
◆穴鴨線【上西谷方面】※デマンド

停留所名	始発	生田車庫
	終点	上西谷
生田車庫		16:15
三朝西小学校前		16:40
三朝中学校前		16:41
本泉		16:42
若宮		16:43
今泉		16:44
湯谷		16:45
牧発電所前		16:46
牧		16:46
赤松		16:47
恩鳥		16:48
大柿		16:49
恩地		16:50
公民館前		16:51
助谷		16:52
下久原		16:54
上久原		16:55
曹源寺		16:55
穴鴨大渡橋		16:56
南小学校前		16:57
竹田保育園前		16:57
穴鴨		16:58
穴鴨公会堂前		16:59
下西谷発電所前※デマンド		17:01
下西谷※デマンド		17:01
上西谷※デマンド		17:02
上西谷上※デマンド		17:03

①下校から帰宅までの流れ(三徳・小鹿・三朝方面)※東学童クラブの利用を含む

下校予定時間	バスダイヤ(H31.4改正後)	
14:20	14:26(神倉行)	14:53(三朝車庫行)
15:15	15:26(神倉行)	15:37(三徳山行)
16:05	16:24(三徳山行)	
16:30	16:53(三朝車庫行)	17:21(神倉行)

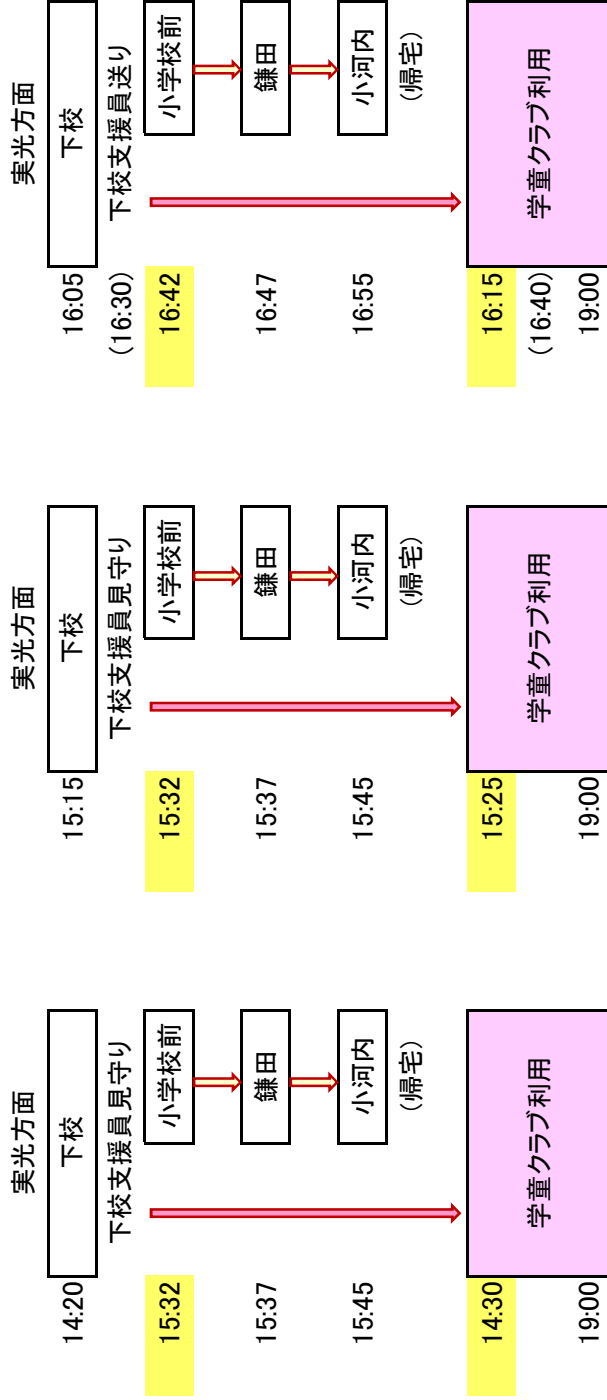
三徳・小鹿・三朝方面帰りと東学童クラブの利用



②下校から帰宅までの流れ(実光方面)※西学童クラブの利用を含む

下校予定時間	バスダイヤヤ(H31.4改正後)
14:20	15:32(実光行)
15:15	
16:05	16:42(実光行)
16:30	

実光方面帰りと西学童クラブの利用

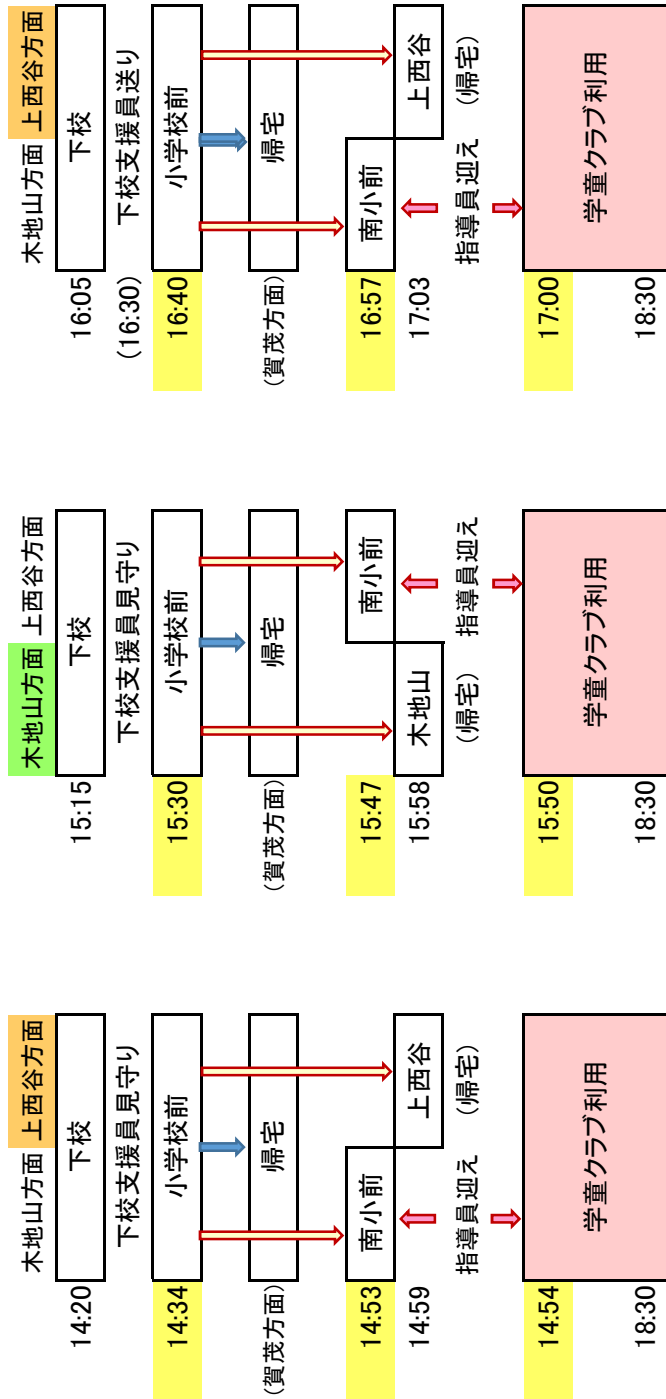


③下校から帰宅までの流れ(竹田方面)※南学童クラブの利用を含む

資料4

下校予定時間	バスダイヤ(H31.4改正後)
14:20	14:34(上西谷⇒下畑行)
15:15	15:30(木地山行)
16:05	16:40(上西谷行)
16:30	

賀茂・竹田方面帰りと南学童クラブの利用



【社会教育課】 平成30年12月～31年2月の報告及び取組について

日時		事業名等	場所	備考
12月1日 -2日	土日	県スポーツ推進委員研究大会	鳥取市	
12月2日	日	9:45 県綱引選手権大会	スポーツセンター	
12月4日	火	13:30 正善院検討委員会②	プランナール	
12月4日 -10日	火月	人権週間		
12月9日	日	9:00 町剣道大会	町民武道館	
12月13日 -14日	木金	第39回山陰史跡整備ネットワーク会議	安来市	→2月1日に延期
12月15日	土	10:00 町成人式実行委員会③	役場	
12月16日	日	9:30 かがやく子どもフェスティバル 青空体験塾(門松作り)	文化ホール	
12月19日	水	9:00 三朝大学⑧ 童謡唱歌を歌いましょう!	文化ホール	閉校式/56名参加
12月20日	木	8:15 町文化財保護調査委員会視察研修会	生野銀山	
12月22日	土	13:30 三徳学講座③「高野山・比叡山の結界…」	文化ホール	17名参加
12月23日	日	10:00 小鹿・三徳子どもまつり(カラーリング)	バンビセンター	
12月24日	月	13:30 県体育協会100周年記念事業記念式典	梨花ホール	

1月9日	水		文化財関係国庫補助事業ヒアリング	文化庁	
1月13日	日	10:00	町成人式	文化ホール	新成人44名参加
1月19日	土	9:00	青空体験塾(クッキングにチャレンジ)	文化ホール	
1月19日 -20日	土日		郡スポーツ推進委員研究大会	プランナール	
1月21日	月	14:00	犯罪被害者人権学習会	倉吉体文	
1月23日	水	14:00	SNS利用に起因する犯罪被害者等防止対策協議会	倉吉警察署	
1月26日	土		文化財防火デー		
2月1日	金	13:40	第39回山陰史跡整備ネットワーク会議	松江市	
2月3日	日	7:30	町スキー・スノーボード教室	恩原高原	
2月10日	日	9:00	第25回 差別をなくする三朝町集会	文化ホール	
2月13日	水	13:30	県公民館連合会研究集会	米子コンベンションセンター	
2月14日	木	13:00	人権教育研究推進事業報告会・協議会	上井公民館	
2月15日	金	10:30 13:40	埋蔵文化財専門員職員研修会 部落解放・人権政策確立要求鳥取県実行委員会学習会	県埋文センター 未来中心	
2月16日	土	9:00	青空体験塾(雪あそび)	文化ホール	

▶3月9日(土)～10(日) とっとりからグリーンウェイブの風を! in倉吉: シボジウム・映画・自然塾等

第25回 差別をなくする三朝町集会

平成30年度

～お互いを認め合い笑顔あふれる社会を作ろう～



人権講演会 「人権落語で豊かな心を育もう」

つきてい ゆうほう

落語家 月亭 遊方さん



昭和39年生まれ、兵庫県西宮市出身。1986年「月亭八方」に入門。自由奔放な口調で日常の面白さを語る新作落語にセンスを発揮。「カジュアルラクゴ」と題して次々作品を創り続けている。また、古典落語は独自の視点で大胆にアレンジ。躍動感あふれるエンターテインメント性には評価が高い。趣味はロックミュージック、太極拳、カフェめぐり

※ひとこと

講演歴は15年。全都道府県、大中小ホール、様々なところでお話させていただいております。「独自の視線」と「即践力ある講演」を心掛けています。“日常の笑い”“本題のテーマ”“まとめの笑い”の三段階で「体感時間は短くおもしろく」をモットーにしています。

【日・時】 平成31年 2月10日(日)

午前 9:00 ~ 11:40 (受付 午前 8:30~)

【場 所】 三朝町総合文化ホール(大ホール)

三朝町大瀬999-2 TEL 43-3512

9:00 開会

9:15 実践発表(中学生人権弁論発表など)

10:00 人権講演会(月亭遊方さん)

11:40 閉会



主催：差別をなくする三朝町集会実行委員会

共催：三朝町 / 三朝町教育委員会 / 三朝町人権教育推進協議会

お問い合わせ：三朝町教育委員会社会教育課

(TEL 43-3518 FAX 43-0647)

西暦	月
2019	2

月間スケジュール 2月

	行事	備考
1日(金)		
2日(土)		
3日(日)		
4日(月)	休館日(図書館)	
5日(火)	休館日(文化ホール)	
6日(水)	移動図書館	田代・菜の花・三徳センター
7日(木)	移動図書館／お話し会・配本	賀茂保育園・支援センター・三喜苑 仁の里・みのり・太郎田・小河内・鎌田
8日(金)		
9日(土)		
10日(日)		
11日(月)	休館日(図書館)	
12日(火)	休館日(文化ホール)	
13日(水)	移動図書館／本の宅配	恋谷・三朝・レスポワール・西学童
14日(木)	移動図書館 移動図書館／東小話し会	上西谷・下畑・曹源寺 東小・余戸・東小鹿・三朝・山田
15日(金)		
16日(土)		
17日(日)		
18日(月)	休館日(図書館)	
19日(火)	休館日(文化ホール)	
20日(水)	移動図書館／竹田保育園話し会	加谷・竹田保育園・下西谷・田代 三朝中学校・大柿・南学童・竹田公民館
21日(木)	移動図書館／こども園話し会・支援センター話し会 移動図書館	みささこども園・子育て支援センター 温泉病院
22日(金)		
23日(土)		
24日(日)		
25日(月)	休館日(図書館)	
26日(火)	休館日(文化ホール)	
27日(水)	移動図書館	南小・西学童
28日(木)	休館整理日	神倉配本

『 狂言×図書 ～倉吉未来中心×みささ図書館連携企画～』 2月1日～2月14日

日本最古の喜劇といわれる狂言や日本の古典芸能全般に親しみと関心を高める企画です。

日本古典に関する図書を多数紹介します。

議案第1号

区域外就学の認定について

次のとおり区域外就学の認定について、三朝町立小学校の校区に関する規則（平成2年教委規則第4号）第4条による区域外就学の申立書が提出されましたので、本委員会の承認を求める。

平成31年1月22日提出

三朝町教育委員会教育長 西 田 寛 司

別紙のとおり

《参考》

○三朝町立小学校の校区に関する規則
（校区外の就学）

第4条 前条の規定にかかわらず児童を当該校区外に就学させようとする保護者は、委員会に申し立て、承認を得なければならない。

議案第 2 号

三朝町立小学校の校区に関する規則等の廃止及び一部改正について

次のとおり三朝町立小学校の校区に関する規則等の廃止及び一部改正することについて、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 25 条第 2 項第 2 号の規定により、本委員会の議決を求める。

平成 31 年 1 月 22 日

三朝町教育委員会教育長 西 田 寛 司

- 1 三朝町立小学校の校区に関する規則の廃止について
- 2 三朝町指定学校変更に関する取扱要綱の廃止について
- 3 三朝町立小・中学校管理規則の一部改正について
- 4 三朝町教育委員会事務局組織規則の一部改正について
- 5 三朝町立小・中学校寄宿舎管理規程の廃止について
- 6 三朝町放課後児童健全育成事業実施要綱の一部改正について
- 7 西小学校学童クラブ運営規程の一部改正について

《参考》

○地方教育行政の組織及び運営に関する法律
（事務の委任等）

第二十五条 教育委員会は、教育委員会規則で定めるところにより、その権限に属する事務の一部を教育長に委任し、又は教育長をして臨時に代理させることができる。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる事務は、教育長に委任することができない。

二 教育委員会規則その他教育委員会の定める規程の制定又は改廃に関すること。

三朝町立小学校の校区に関する規則等の改正概要

- 1 三朝町立小学校の校区に関する規則（平成 2 年三朝町教育委員会規則第 4 号）の廃止について
【改正理由】
新小学校の設置に伴い、町内に小学校が 1 校となり小学校毎の校区が存在しなくなるため。
【改正内容】
三朝町立小学校の校区に関する規則を廃止する。
【施行期日】
平成 31 年 4 月 1 日

- 2 三朝町指定学校変更に関する取扱要綱（平成 19 年三朝町教育委員会告示第 7 号）の廃止について
【改正理由】
三朝町立小学校の校区に関する規則の廃止に伴い、就学すべき学校を変更する必要がないため。
【改正内容】
三朝町指定学校変更に関する取扱要綱を廃止する。
【施行期日】
平成 31 年 4 月 1 日

- 3 三朝町立小・中学校管理規則（平成 12 年三朝町教育委員会規則第 2 号）の一部改正について
【改正理由】
寄宿舎は約 10 年前から入舎者は無く、今後も入舎しようとする者は見込めないため、寄宿舎として活用しない。
【改正内容】
三朝町立小・中学校管理規則の第 35 条舎監及び第 59 条寄宿舎を削除する。
【施行期日】
公布の日

- 4 三朝町教育委員会事務局組織規則（平成 24 年三朝町教育委員会規則第 1 号）の一部改正について
【改正理由】
三朝町立小・中学校管理規則の一部改正に伴い、寄宿舎に関する事務等が不要となったため。
日本体育・学校健康センターの業務等が日本スポーツ振興センターに継承されたため。
【改正内容】
三朝町教育委員会事務局組織規則の別表第 1 分掌事務 1 教育総務課 教育総務係 (21) 寄宿舎に関すること を削除する。
日本体育・学校健康センターを独立行政法人日本スポーツ振興センターに改める。
【施行期日】
公布の日

- 5 三朝町立小・中学校寄宿舎管理規程（平成2年三朝町教育委員会告示第19号）の廃止について
- 【改正理由】
三朝町立小・中学校管理規則の一部改正に伴い、寄宿舎施設を廃止するため。
- 【改正内容】
三朝町立小・中学校寄宿舎管理規程を廃止する。
- 【施行期日】
公布の日
- 6 三朝町放課後児童健全育成事業実施要綱（平成22年三朝町告示第32号）の一部改正について
- 【改正理由】
新小学校の設置に伴い、各学童クラブで使用している小学校名が存在しなくなるため、学童クラブの名称等を改正する。
- 【改正内容】
三朝町放課後児童健全育成事業実施要綱の第3条開所場所等の学童クラブの名称について
西小学校学童クラブを三朝西学童クラブ
東小学校学童クラブを三朝東学童クラブ
南小学校学童クラブを三朝南学童クラブ
に改める。
同条の三朝西学童クラブの開設場所について
西小学校寄宿舎を旧学校寄宿舎に改める。
- 【施行期日】
平成31年4月1日（以下「施行日」という。）
- 【準備行為】
この改正を施行するために必要な準備行為は、この改正の施行日前においても行うことができる。
(想定される事項)
募集要項、利用申込み、しおり、所要額調べ等各種報告物、スポーツ安全保険の加入などの名称
- 7 西小学校学童クラブ運営規程の一部改正について
- 【改正理由】
三朝町放課後児童健全育成事業実施要綱の改正に伴い、西小学校学童クラブ運営規定の名称などを改正する。
- 【改正内容】
規程の名称について、西小学校学童クラブ運営規程を三朝西学童クラブ運営規程に改める。
三朝町放課後児童健全育成事業実施要項の一部改正に伴い、第3条の名称を三朝西学童クラブに改める。また、三朝西学童クラブの所在地を旧学校寄宿舎に改める。
- 【施行期日】
平成31年4月1日

三朝町立小学校の校区に関する規則を廃止する規則

三朝町立小学校の校区に関する規則（平成2年三朝町教育委員会規則第4号）は、廃止する。

附 則

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

三朝町指定学校変更に関する取扱要綱の廃止について

三朝町指定学校変更に関する取扱要綱（平成19年三朝町教育委員会告示第7号）は、廃止する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

三朝町立小・中学校管理規則の一部を改正する規則

三朝町立小・中学校管理規則（平成12年三朝町教育委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中条の表示に下線が引かれた条を削り、同表の改正後の欄中条の表示に下線が引かれた条を加える。

改正後	改正前
<p data-bbox="201 994 373 1028">第35条 削除</p> <p data-bbox="201 1364 373 1397">第59条 削除</p>	<p data-bbox="823 680 916 714"><u>(舎監)</u></p> <p data-bbox="810 736 1315 770"><u>第35条 学校の寄宿舎に、舎監を置く。</u></p> <p data-bbox="810 792 1394 920"><u>2 舎監は、校長の監督を受け、寄宿舎の管理及び寄宿舎における児童及び生徒の指導に当たる。</u></p> <p data-bbox="823 1106 916 1140"><u>(寄宿舎)</u></p> <p data-bbox="810 1162 1394 1290"><u>第59条 寄宿舎の管理運営に関する事項については、この規則に定めるものを除くほか、校長が定める。</u></p>

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

三朝町教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則

三朝町教育委員会事務局組織規則（平成24年三朝町教育委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（別表の細目の表示を除く。）を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（別表の細目の表示を除く。）に改める。

次の表の改正前の欄中別表の細目の表示に下線が引かれた別表の細目（以下「移動別表細目」という。）に対応する次の表の改正後の欄中別表細目（以下「移動後別表細目」という。）が存在する場合には、当該移動別表細目を当該移動後別表細目とし、移動別表細目に対応する移動後別表細目が存在しない場合には、当該移動別表細目を削る。

改正後	改正前
<p>別表第1（第4条関係）</p> <p>分掌事務</p> <p>1 教育総務課</p> <p>教育総務係</p> <p>(1)～(16) 略</p> <p>(17) <u>独立行政法人日本スポーツ振興センター</u>に関する<u>こと</u>。</p> <p>(18)～(20) 略</p> <p><u>(21)</u> 略</p> <p><u>(22)</u> 略</p> <p>小学校統合準備室</p> <p>略</p> <p>2 略</p>	<p>別表第1（第4条関係）</p> <p>分掌事務</p> <p>1 教育総務課</p> <p>教育総務係</p> <p>(1)～(16) 略</p> <p>(17) <u>日本体育、学校健康センター</u>に関する<u>こと</u>。</p> <p>(18)～(20) 略</p> <p><u>(21)</u> <u>寄宿舎</u>に関する<u>こと</u>。</p> <p><u>(22)</u> 略</p> <p><u>(23)</u> 略</p> <p>小学校統合準備室</p> <p>略</p> <p>2 略</p>

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

三朝町立小・中学校寄宿舍管理規程の廃止について

三朝町立小・中学校寄宿舍管理規程（平成2年三朝町教育委員会告示第19号）は、廃止する。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

三朝町放課後児童健全育成事業実施要綱の一部改正について

三朝町放課後児童健全育成事業実施要綱（平成22年三朝町告示第32号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改正後					改正前				
(開設場所等) 第3条 略					(開設場所等) 第3条 略				
名称	開設場所	所在地	クラブ数	定員	名称	開設場所	所在地	クラブ数	定員
<u>三朝西学童クラブ</u>	<u>旧学校寄宿舎</u>	略			<u>西小学校学童クラブ</u>	<u>西小学校寄宿舎</u>	略		
<u>三朝東学童クラブ</u>	略				<u>東小学校学童クラブ</u>	略			
<u>三朝南学童クラブ</u>					<u>南小学校学童クラブ</u>				
2 略					2 略				
(利用児童の範囲) 第4条 事業を利用することができる児童は、次の各号に掲げる要件をいずれも満たす者とする。 (1) <u>三朝町に住所を有する小学生及び三朝町立三朝小学校(次条において「小学校」という。)</u> に在籍している児童 (2) 略					(利用児童の範囲) 第4条 事業を利用することができる児童は、次の各号に掲げる要件をいずれも満たす者とする。 (1) <u>三朝町に住所を有する小学生及び三朝町内にある小学校に在籍している児童</u> (2) 略				
(開設日、開設時間及び休業日) 第5条 学童クラブの開設日及び開設時間は、次のとおりとする。ただし、町長が特に必要と認めた場合には、変更することができる。					(開設日、開設時間及び休業日) 第5条 学童クラブの開設日及び開設時間は、次のとおりとする。ただし、町長が特に必要と認めた場合には、変更することができる。				

<p>(1) 略</p> <p>(2) 開設時間 次の開設日の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める時間</p> <p>ア 月曜日から金曜日まで <u>小学校の放課後から午後7時まで</u></p> <p>イ 略</p> <p>2 休業日は、次のとおりとする。ただし、町長が必要と認めた場合には、臨時に学童クラブを休業することができる。</p> <p>(1) <u>国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日</u></p> <p>(2)及び(3) 略</p>	<p>(1) 略</p> <p>(2) 開設時間 次の開設日の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める時間</p> <p>ア 月曜日から金曜日まで <u>各小学校放課後から午後7時まで</u></p> <p>イ 略</p> <p>2 休業日は、次のとおりとする。ただし、町長が必要と認めた場合には、臨時に学童クラブを休業することができる。</p> <p>(1) <u>祝日</u></p> <p>(2)及び(3) 略</p>
--	--

附 則

(施行期日)

1 この改正は、平成31年4月1日(以下「施行日」という。)から施行する。

(準備行為)

2 この改正を施行するために必要な準備行為は、この改正の施行日前においても行うことができる。

西小学校学童クラブ運営規程の一部改正について

西小学校学童クラブ運営規程の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中項の表示に下線が引かれた項を削る。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（項の表示を除く。以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）が存在する場合は、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合は、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p style="text-align: center;"><u>三朝西学童クラブ運営規程</u></p> <p>(事業の目的)</p> <p>第1条 <u>三朝町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例</u>(平成26年三朝町条例第29号。以下「基準条例」という。)第13条の規定に基づき、三朝町(以下「町」という。)が実施する<u>三朝西学童クラブ</u>(以下「学童クラブ」という。)の運営について、必要な事項を定める。</p> <p>(運営の方針)</p> <p>第2条 放課後児童健全育成事業の実施に当たっては、児童福祉法、<u>基準条例</u>、<u>三朝町放課後児童健全育成事業実施要項</u>(平成22年三朝町告示第32号。以下「実施要項」という。)<u>及びその他関係法令等を遵守するものとする。</u></p> <p>2 放課後児童健全育成事業の実施に当たっては、地域との結び付きを重視し、学童クラブを利用している児童(以下「利用者」という。)の通学する小学校<u>その他の関係機関</u>との密接な連携に努めるものとする。</p> <p>3及び4 略</p> <p>(学童クラブの名称等)</p>	<p style="text-align: center;"><u>西小学校学童クラブ運営規程</u></p> <p>(事業の目的)</p> <p>第1条 <u>三朝町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準条例</u>(平成26年三朝町条例第29号。以下「基準条例」という。)第13条の規定に基づき、三朝町(以下「町」という。)が実施する<u>西小学校学童クラブ</u>(以下「学童クラブ」という。)の運営について、必要な事項を定める。</p> <p>(運営の方針)</p> <p>第2条 放課後児童健全育成事業の実施に当たっては、児童福祉法<u>及び基準条例</u>、<u>実施要項</u>、<u>その他の関係法令等を遵守するものとする。</u></p> <p>2 放課後児童健全育成事業の実施に当たっては、地域との結び付きを重視し、学童クラブを利用している児童(以下「利用者」という。)の通学する小学校、<u>その他の関係機関</u>との密接な連携に努めるものとする。</p> <p>3及び4 略</p> <p>(学童クラブの名称等)</p>

第3条 放課後児童健全育成事業を行う学童クラブの名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名称 三朝西学童クラブ
- (2) 所在地 三朝町大字本泉510番地 旧学校寄宿舎

(職員の職種、員数及び職務の内容)

第4条 学童クラブにおける職員の職種、員数及び職務の内容は、次のとおりとする。

- (1) 放課後児童支援員 (以下「支援員」という。) 9名

支援員は、利用者への支援提供を行う。(長期休業日等で利用者が一時的に増加するおそれがある場合は、支援員を増員することができる。)

- (2) 管理者 1名

管理者は、運営に必要な事務及び利用者の保護者との連絡調整並びに設備及び備品の安全管理等を行う。(管理者に欠員が生じた場合は、前号の支援員が管理者の職務を兼ねるものとする。)

(通常の事業の実施地域)

第9条 通常の事業の実施地域は、三朝地域、高勢地域及び賀茂地域とする。ただし、当該地域以外の地域において実施することを妨げない。

(事業の利用に当たっての留意事項)

第10条 利用者の保護者は、事業の利用に当たっては、次に規定する内容に留意すること。

- (1) 略
- (2) 利用者又はその家族の感染症の発生により、他の利用者への感染するおそれがあると認められた場合は、町は利用者に対

第3条 放課後児童健全育成事業を行う学童クラブの名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名称 西小学校学童クラブ
- (2) 所在地 三朝町大字本泉510番地 西小学校寄宿舎

(職員の職種、員数及び職務の内容)

第4条 学童クラブにおける職員の職種、員数及び職務の内容は、次のとおりとする。

- (1) 放課後児童支援員 9名

放課後児童支援員は、利用者への支援提供を行う。(長期休業日等で利用者が一時的に増加する恐れがある場合は、支援員を増員することができる。)

- (2) 管理者 1名

管理者は、運営に必要な事務、利用者の保護者との連絡調整、設備及び備品等の安全管理等を行う。(管理者に欠員が生じた場合は、前号の放課後児童支援員が管理者の職務を兼ねるものとする。)

(通常の事業の実施地域)

第9条 通常の事業の実施地域は、三朝町立西小学校区域とする。

(事業の利用に当たっての留意事項)

第10条 利用者の保護者は、事業の利用に当たっては、次に規定する内容に留意すること。

- (1) 略
- (2) 利用者又はその家族の感染症の発生により、他の利用者への感染する恐れがあると認められた場合は、町は利用者に対し

して休所を命ずることができる。

(個人情報の保護)

第14条 略

2 職員は、正当な理由なく、その業務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

て休所を命ずることができる。

(個人情報の保護)

第14条 略

2 職員は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者及びその家族の秘密を漏らしてはならない。

3 職員であった者に、業務上知り得た障害児及びその家族の秘密を保持させるため、職員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、職員との雇用契約の内容とする。

附 則

この改正は、平成31年4月1日から施行する。

協議事項

三朝町都市計画審議会委員の推薦について

三朝町から三朝町都市計画審議会委員の推薦依頼がありましたので、委員の推薦について協議します。

記

- 1 推薦する委員数 1名
- 2 推薦理由 任期満了によるもの（任期満了の委員：芦田準子）
- 3 任 期 平成33年2月19日まで

《参考》

○三朝町都市計画審議会条例

（組織）

第2条 審議会は、委員9人以内で組織する。

- 2 審議会に、特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、臨時委員若干人を置くことができる。
- 3 審議会に、専門の事項を調査させるため必要があるときは、専門委員若干人を置くことができる。

（委員）

第3条 委員会は、次の各号に掲げる者のうちから、それぞれ当該各号に定める数の範囲内において町長が任命する。

- (1) 学識経験のある者 3人
 - (2) 町議会の議員 2人
 - (3) 関係行政機関の職員 1人
 - (4) 県の職員 2人
 - (5) 住民を代表する者 1人
- 2 前項第1号及び第5号につき任命される委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。
 - 3 委員は、再任されることができる。

発建第318号
平成31年1月15日

三朝町教育委員会教育長 様

三 朝 町 長



三朝町都市計画審議会委員の推薦について（依頼）

日頃から本町の都市計画行政につきまして格別の御協力をいただき、厚くお礼申し上げます。

さて、三朝町都市計画審議会条例に基づき、三朝町都市計画案の審議のため、三朝町都市計画審議会を設置しているところですが、任期の満了に伴い、新たに審議会委員を推薦していただきますようお願いいたします。

記

- | | |
|----------|-----------------------|
| 1 委員の区分 | 学識経験のある者 |
| 2 推薦委員の数 | 1名 |
| 3 委員の任期 | 平成31年2月20日～平成33年2月19日 |
| 4 その他 | 任期満了の委員
芦田 準子 |

担当 建設水道課
町土整備係（石村）
内線 147



(市町村都市計画審議会)

第七十七条の二 この法律によりその権限に属させられた事項を調査審議させ、及び市町村長の諮問に応じ都市計画に関する事項を調査審議させるため、市町村に、市町村都市計画審議会を置くことができる。

- 2 市町村都市計画審議会は、都市計画に関する事項について、関係行政機関に建議することができる。
- 3 市町村都市計画審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、政令で定める基準に従い、市町村の条例で定める。

○三朝町都市計画審議会条例

平成12年3月29日
条例第20号

三朝町都市計画審議会条例(昭和55年三朝町条例第34号)の全部を改正する。

(目的)

第1条 この条例は、都市計画法(昭和43年法律第100号)第77条の2第3項の規定に基づき、三朝町都市計画審議会(以下「審議会」という。)の組織及び運営について必要な事項を定めることを目的とする。

(組織)

第2条 審議会は、委員9人以内で組織する。

- 2 審議会に、特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、臨時委員若干人を置くことができる。
- 3 審議会に、専門の事項を調査させるため必要があるときは、専門委員若干人を置くことができる。

(委員)

第3条 委員会は、次の各号に掲げる者のうちから、それぞれ当該各号に定める数の範囲内において町長が任命する。

- (1) 学識経験のある者 3人
- (2) 町議会の議員 2人
- (3) 関係行政機関の職員 1人
- (4) 県の職員 2人
- (5) 住民を代表する者 1人

2 前項第1号及び第5号につき任命される委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることができる。

(臨時委員及び専門委員)

第4条 臨時委員及び専門委員は、町長が任命する。

2 臨時委員は当該特別の事項に関する調査審議が終了したとき、専門委員は当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

(会長)

第5条 審議会に会長を置き、学識経験のある者につき任命された委員のうちから委員の選挙によってこれを定める。

- 2 会長は、会務を総理する。
- 3 会長に事故あるときは、会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(議事)

第6条 審議会は、委員及び議事に関係のある臨時委員の2分の1以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

- 2 審議会の議事は、出席した委員及び議事に関係のある臨時委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。
- 3 第3条第1項第2号及び第3号に掲げる者につき任命された委員に事故あるときは、その職務を代理するものが議事に参与し、決議の数に加わることができるものとする。

(幹事)

第7条 審議会に、審議会の庶務を処理するため、幹事若干人を置く。

- 2 幹事は、町の職員のうちから町長が任命する。
- 3 幹事は、会長の命を受け、会務を処理する。

(雑則)

第8条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、審議会が定める。

附 則

この条例は、平成12年4月1日から施行する。

協議事項

通級指導教室の指導希望について

三朝町小・中学校通級教室指導教室実施要綱（平成24年教委告示第39号）第4条第3項の規定に基づき、本委員会の意見を求める。

別紙のとおり

三朝町小・中学校通級指導教室実施要綱

（通級指導の手順）

第4条 通級による指導を希望する児童生徒の保護者（以下「保護者」という）は、在籍する学校の校長（以下「在籍学校長」という）と教育相談を行った上で、通級許可申請書（様式第1号）を在籍学校長に提出する。

2 在籍学校長は、前項の届出により、通級による指導を受けさせる必要があると認めるときは、教育委員会に対して意見書（様式第2号）を提出する。

3 教育委員会は、前項の提出を受けた児童生徒について審査を行う。必要に応じて、通級指導教室設置校の校長（以下「設置学校長」という）の意見を聴取する。

4 教育委員会は、審査によって通級指導教室での指導を受けることが適当と認めるときは、在籍学校長に対し通級承認書（様式第3号）を通知するとともに、保護者へ通級許可通知書（様式第4号）を通知する。